

坂出市新庁舎建設基本設計・実施設計業務

公募型プロポーザル選定結果報告書

平成 26 年 11 月 23 日

坂出市新庁舎建設基本設計・実施設計業務

プロポーザル選定委員会

坂出市新庁舎建設基本設計・実施設計業務 公募型プロポーザル選定結果報告書

坂出市新庁舎建設基本設計・実施設計業務
プロポーザル選定委員会
委員長 松 島 学

坂出市新庁舎建設基本設計・実施設計業務プロポーザルについて、平成 26 年 9 月 1 日に手続き開始の公示を行い、同年 9 月 12 日の提出期限までに、2 者からの参加表明があった。

選定委員会は、同年 9 月 22 日、2 者の提出書類に基づき一次審査を行った結果、2 者に対し平成 26 年 11 月 14 日を提出期限とする技術提案書の提出を求めた。

さらに、選定委員会は、期限までに提出された 2 者の技術提案書について、同年 11 月 23 日に坂出市庁舎東館第 4 会議室において、二次審査として 2 者より技術提案書のプレゼンテーション並びにヒアリングを行い、厳正かつ公正な審議の結果、下記に示すとおり、最優秀事業者および優秀事業者を選定するに至った。

なお、選定経過および講評は、別紙のとおりである。

記

最優秀者（最適設計候補者）

東畑・米沢設計共同体 代表者(株)東畑建築事務所 大阪事務所

優 秀 者（次点）

株式会社 昭和設計

別 紙

坂出市新庁舎建設基本設計・実施設計業務プロポーザル 審査経過および講評

坂出市新庁舎建設基本設計・実施設計業務
プロポーザル選定委員会 委員長 松島 学

坂出市本庁舎は、昭和 32 年の完成から築後 60 年近くを経過し、建物の経年劣化や近年の施設水準の対応に限界を迎えていることに加え、耐震性が大きく不足していることから、市民が安心して利用できる庁舎の整備が急務であるため、広く議論の結果、新庁舎の建設を目指すこととなった。

そこで、庁内に「新庁舎建設検討委員会」を設置するとともに、広く市民の意見や提案を尊重するため「新庁舎建設市民会議」、さらに市議会に「新庁舎建設特別委員会」を設置し、基本理念ならびに基本方針を掲げた「坂出市新庁舎建設基本構想」を立案し、更に具体的な整備方針を示した「新庁舎建設基本計画」を策定した。

新庁舎の建設計画推進にあたり、設計者の柔軟かつ高度な発想力と設計能力、豊富な経験等を求めるため、公募型プロポーザル方式を採用することとし、坂出市新庁舎建設基本設計・実施設計業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が設置され、今般、坂出市長より委嘱を受けた 6 名の選定委員により、選定委員会において本プロポーザルに参加した事業者より提出された技術提案書を審査し、最優秀事業者および優秀事業者を選定するに至ったものである。

なお、当該選定経過および講評は、次頁以降に記載したとおりである。

坂出市新庁舎建設基本設計・実施設計業務プロポーザル選定委員会

- ・委員長 松島 学 香川大学工学部教授
- ・副委員長 遠藤 孝司 香川県建築士会会長
- ・委員 尾崎 健 坂出市連合自治会会長
- ・委員 加藤 悟史 坂出市副市長
- ・委員 好井 和彰 坂出市総務部部長
- ・委員 松井 基泰 坂出市建設経済部部長
- ・事務局 坂出市総務部総務課

選定までの経緯

- 平成 26 年 8 月 27 日 第 1 回選定委員会
- 平成 26 年 9 月 1 日 公示
- 平成 26 年 9 月 12 日 参加表明書提出期限（2 者から参加表明）
- 平成 26 年 9 月 22 日 第 2 回選定委員会（参加表明提出者 2 者の一次審査）
- 平成 26 年 9 月 24 日 技術提案書の提出要請（2 者に要請）
- 平成 26 年 11 月 14 日 技術提案書提出期限（2 者から提出）
- 平成 26 年 11 月 23 日 第 3 回選定委員会（技術提案書提出 2 者の二次審査）

審査結果

1. 第 1 回選定委員会

開催日 平成 26 年 8 月 27 日水曜日 出席 6 名欠席者なし
議事に先立ち、市長より 6 名の選定委員に委嘱状が交付された
委員互選により、委員長に松島委員、副委員長は委員長の指名により遠藤委員が
選出され、委員長が議長のもと以下の議題について審議を行った。

(1) プロポーザル実施要領について

目的、業務概要、実施方針、参加資格、手続、審査方法、契約等について審
議され、委員よりの意見で審査項目について建築 CPD 実績を追加し、決定し
た。

(2) 今後のスケジュール

二次審査の日程を、11 月 23 日（日）とすることで決定した。

2. 第 2 回選定委員会

開催日 平成 26 年 9 月 22 日（月） 出席 6 名欠席者なし

(1) 一次審査について

2 者から参加表明書が提出され、書類審査の結果、2 者ともに資格要件を満た
しているため技術提案書の提出を要請することで決定した。

業者名	事務所の能力 (満点 15 点)	担当チームの能力 (満点 50 点)	総合点数 (満点 65 点)
A	9	41	50
B	6	38	44

(2) 二次審査について

日程、プレゼンテーションおよびヒアリングの手順、審査および採点、最優
秀者および優秀者の選定方法について審議し決定した。

(3) その他

次回日程の確認をした。

3. 第3回選定委員会

開催日 平成26年11月23日（日） 出席6名欠席者なし

(1) 二次審査について

審査の手順並びに方法等について確認を行った後に、一次審査で選定された2者について、個々にプレゼンテーションおよびヒアリングを行い、各委員の意見交換を踏まえて採点を行った。

(2) 最優秀者および優秀者の決定

審査員6名の採点結果は以下のとおりであり、得点順に最優秀者、次点に優秀者を選定し、併せて事業者名を明らかにした。

最優秀者（最適設計候補者）

東畑・米沢設計共同体 代表者(株)東畑建築事務所 大阪事務所

優秀者（次点）

株式会社 昭和設計

採点結果

業者名	課題1 (30点満点)	課題2 (30点満点)	課題3 (30点満点)	課題4 (30点満点)	チーム評価 (30点満点)	合計 (150点満点)
東畑・米沢設計共同体	23	25	25	22	23	118
(株)昭和設計	24	21	22	20	22	109

4. 講評

本設計プロポーザルには、2者が参加されました。両者ともに、同じような優秀な計画の提案があり、判断が難しく、委員の中での各種の意見に調整が必要でした。その結果、^{※1}A者の提案が、経済性、安全性、事務所の使い勝手等のバランスがよく最優秀案として採択されました。特に、エントランスホールの日常と非日常の使い方や、ホールからの外部への連続した広がり、^{※2}さかいで回廊の設置が最終結果の評価に大きく寄与しています。

^{※1}A者・・・東畑・米沢設計共同体

^{※2}さかいで回廊・・・同社が提案する庁舎南側に設置する半屋外空間

最後に、本プロポーザルに参加頂いた各者におかれまして、貴重な時間と労力を費やしていただき感謝いたします。